

=====
コンテンツ (No.28)

今回は、現在全人大で審議中の商標法改正案、著作権法改正案の動向、及び、現在中国内で大規模に展開されている全国偽造品取締キャンペーンに際し、中国日本人商工会議所と日本大使館が連携して、国家質量技術監督局に要望書を提出したニュースを中心にお伝えいたします。

昨年 10 月末より中国で展開されている全国偽造品取締キャンペーンでは、地方の取締当局自らが熱心に摘発を行い、10月末のキャンペーン開始から昨年未までに、2万1千カ所で取締を行い、30億元相当の商品を押収したと報道されています。また、捕まったニセモノ業者も 1,533 人に上り、これらの中には 26 人の幹部公務員も含まれていると報道されています。

一方、偽造品製造業者・流通業者側は、取締を逃れるために隠蔽性を高める様々な措置を講じているため、今後も一層の取締の強化が望まれます。

- 1．商標法改正の動向
- 2．著作権法改正の動向
- 3．中国日本人商工会議所が中国当局に偽造品取締を要請
- 4．知識産権局の新局長に王景川氏
- 5．JETRO 上海セミナーのご案内
- 6．人民日報のHP（日本語版）より

=====
1．商標法改正の動向

伝えられるところによると、現在、全人大で検討されている商標法改正は、改正条文が約 15, 6 条であり、2 月中にも可決される可能性があると言われています。

主な改正項目は、立体商標の追加、著名商標の保護強化、権利付与についての司法審査の導入、侵害品であると知り得た上で販売する行為を侵害行為とすること、商標権侵害事件における地方工商行政管理機関の処分権限の変更、侵害事件における保全措置の導入と言われています。

このうち、著名商標の保護については、同一又は類似した商品又は役務についての商標出願が、他人の中国における未登録の著名商標を複製、模倣又は翻訳したものであり、混同を容易に生ずる場合、その出願を拒絶し且つその使用を禁ずる。非類似の商品又は役務についての商標出願が、他人の中国における既登録の著名商標を複製、模倣又は翻訳するものであり、これらの商品又は役務に当該商標を使用し、当該商品又は役務が著名商標の所有者と関係があることを暗示することにより当該著名商標所有者の利益に損害を及ぼす恐れがある場合、その出願を拒絶し且つその使用を禁ずる旨の規定の加入が検討されていると言われています。また、登録された商標がこの要件に違反している場合には、登録から 5 年以内の取り消し請求が認められ、悪意で登録された場合

には無期限に取り消し請求ができることも含まれているとされています。

また、侵害品であると知り得た上で販売する行為を侵害行為とすることについては、これまで、現行法38条2項に、模倣品の販売については、模倣品であることを知って販売した場合のみ商標権侵害行為と規定されていたことから、販売業者の取締上の難点となっていました。今回の改正では、「偽造した商品であることを知った又は知りえた場合にその商品を販売すること」も侵害行為として規定されるとされています。

さらに、地方工商行政管理機関の処分権限については、現行法では県クラス以上の工商行政管理局に侵害行為の停止、損害賠償、罰金を課す権限が認められていましたが、改正法では、損害賠償については当事者の請求に応じて損害賠償額を調停することのみに限定されることになる模様です。この点は、今年7月1日から施行される新専利法の規定になっているものといえそうである。そして、損害賠償額の算定については、賠償額は侵害期間に侵害者の侵害により得た利益又は被侵害者の被った損失であり、且つ権利者の侵害行為差止めのための合理的な支払いを含める旨規定されるとされています。

最後に、保全措置については、これも新専利法61条と同様の規定が加入されるとされています。

2．著作権法改正の動向

著作権法改正の検討も全人大常務委員会で進められており、これも早ければ2月に可決される可能性があると言われています。12月末に開催された第九回全人大常務委員会第19回会議におけるグループ別審議では、以前から問題となっていた現行著作権法第43条の「放送局等の非営利目的の録音製品使用問題」について決着し、放送局といえども著作権者に報酬を支払わねばならない方向で意見が集約されたと伝えられています。

今後は、インターネット上の著作権問題について検討が進められる模様です。

3．中国日本人商工会議所が中国当局に偽造品取締を要請

中国日本人商工会議所は、北京に事務所等を有する日系企業の商工会議所ですが、1月17日、北京の日本大使館とも連携して、全国偽造品取締協調グループ弁公室主任兼国家質量技術監督局の李伝卿局長宛に偽造品製造・販売業者に関する情報、及び、取締の制度・運用に関する要望を提出しました。

これは、現在中国で展開されている「全国偽造品取締キャンペーン」に呼応したもので、先月12月15日の北京におけるニセモノ対策セミナー上、講師の国家質量技術監督局孔副司長から日系企業に対して要請のあった「偽造品製造・販売業者に関する情報」を、中国日本人商工会議所が取りまとめて提出したものです。

今回の要望書の提出に当たっては、日本大使館も同行して口上書を手渡し、日本政府としても本件を重視しているため、早急な解決を求める旨を申し入れました。

今回の要望書には、具体的な取締案件に関する情報のみならず、以下に記すような、偽造品取締についての制度・運用の改善に関する要求も含まれています。

要望書提出の席上、先方からは取締情報については、至急専門部署にて検討を開始すること、制度・運用に関する要望には良いアイデアが含まれているので、これについても真摯に検討したい旨の返答がありました。

なお、今回の取締キャンペーンは春節以降も継続して行い、偽造品取締は2001年の国家質量技術監督局の最重要課題となっている旨の紹介や、今後も日本政府、商工会議所と協力を続けていきたい旨の発言がありました。（要望書の全文については、<http://www.cnip.org/whatsnew/youbou.html>を参照）

A．今後の取締に対する要請事項

1．取締継続の要請

中国の偽造品の製造・販売者の数は極めて多く、この中には取締を受けた後に不法行為を再開する者も多いことから、今回のような政府一丸となった積極的取締を春節以降も一層強力に継続すること。

2．重点的取締地区の要請

日系企業の偽造品を販売・製造する地域の中には、大規模市場・商城や特定の産品を集中的に製造している地域がある。しかし、個々の販売店を各被害企業が個別に調査して摘発を依頼するのは費用負担の面で困難な面があり、また、これらの販売店は多数の企業の偽造品を取り扱っていることから、このような市場・商城に対しては、今後重点取締地区として認定し、一括取締を行うこと。

また、特定の地域では、地方保護主義の恐れが強く取締が困難なため、今後一層の取締強化を行うこと。

3．重点品目追加の要請

重点取締商品として、乾電池、二輪車、時計、キャラクターグッズ、プリンターのトナー、筆記具、ベアリング、電動工具を追加すること。

4．既依頼案件に対する要請

既に各地方の技術監督局等から鑑定依頼等を受け、各所で取締を行ったものについて、処罰決定書を受領していないものが多い。これらについて、今後の取締活動の成果をより明示的にするためにも、処罰決定書を被侵害者へも送付すること。

B．制度、運用の改善についての要請

中国の知的財産権制度及びその運用については、2000年11月にも当時の通

産省の荒井通産審議官が、国家工商行政管理局を訪問した際に、(1)罰金額及び損害賠償額の高額化、(2)外国企業の商標について、重点保護商標の登録枠の拡大、及び、著名商標としての認定、(3)地方における模倣品取締り体制のばらつきの改善、(4)デッドコピー(商品の形態模倣)規制規定の導入を要請したところですが、今回は、これらに加えて、以下のような点を要望しました。

1. 没収物品の廃棄処分の要請

取り締まりにおいて没収された押収物については、偽の商標ラベルを剥がして販売者・製造者に返還される場合もある。この場合、違法行為の販売者・製造者に大きなダメージを与えることができないので、没収した製品については、必ず廃棄処分とすること。

2. 偽造品の輸出取り締まりの強化の要請

知的財産権の侵害品の輸出については、「知的所有権税関保護条例」に基づく荷送人等の処罰だけでなく、今後は、このような不正商品の輸出入に関わった製造業者及び貿易業者等の関連業者にも処分の効果が波及するような方策を実施すること。

3. 類似商標の取締りの強化の要請

最近の増加している、著名商標、意匠に類似した偽造商品による権利侵害についても、厳しく取り締まれるように地方管理監督部門の指導を徹底すること。

4. 偽造業者の継続的監視の要請

偽造品の製造・販売業者は、再度違法行為を行うことも多いことから、取締を行った以降も継続的に監視すること。

4. 知識産権局の新局長に王景川氏

国家知識産権局の姜局長が退官し、後任局長として王景川 副局長が就任しました。この異動は、国務院が1月8日に決定し、1月9日付で発布された模様です。また、国家知識産権局から各地方の知識産権局、関係部門、局内の各組織には1月11日付で伝達された模様です。

通知文書は知識産権局のHP<http://www.sipo.gov.cn/zynr/yw/wjc-jy.htm>に掲載されています。

5. JETRO 上海セミナーのご案内

JETRO 上海センターでは、2001年2月5日(月)、上海国際貿易中心にて「中国におけるニセモノ取締りの実際」(講師:LOVELLS 弁護士 タグラス・クラーク氏)による講演(日本語)を開催することとなりました。

参加ご希望の方は<http://www.cnip.org/semina/jetrosh.html>

にある申込用紙にて、JETRO 上海センター（担当：水田）までお申し込み下さい。

6 . 人民日報のHP（日本語版）より

他人の作品の無断掲載を禁止 最高人民法院
http://web1.peopledaily.com.cn/j/2000/12/21/jp20001221_755.html

China IP News Letter =====

日中経済協会 北京事務所 知財ニュース 2001/1/20号 (N0.28)

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

配布の停止、追加等は

<http://www.melma.com/mag/17/m00002317/>

バックナンバーを御覧になりたい場合は

<http://www.jc-web.or.jp/data/letter/index.htm> または

<http://www.cnip.org>

ご意見・ご質問・ご感想等は、

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 401 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

関 和郎 seki@public.east.cn.net

韓 艶梅 yanmei@cnip.org、馮 超 fchao@cnip.orgまでご連絡ください。

Copyright 2001 Kazuo Seki, all rights reserved
